

当かわぐちファミリー・サポート・センターは、援助活動中に偶然な事故が発生し、下記①～③のような事象が生じた場合に補償されるファミリー・サポート・センター災害補償制度(保険)に加入しております。

※援助活動中のケガや事故、物品の破損などは速やかにセンターに連絡してください。

※センターに事前連絡がない援助活動は、保険対象となりません。

サービス利用者はサポーターに援助を依頼したら、必ず援助活動の前にセンターに依頼した内容(日時・内容・サポーター名)を連絡してください。

かわぐちファミリー・サポート・センター 電話：252-3388

### ①賠償責任補償 (サポーター(両方)会員の賠償責任事故の補償)

サポーター(両方)会員が援助活動中に、自らの管理・監督ミスなどが原因でサービス利用者会員の子どもやその他の第三者の身体・財物に損害を与え、ファミリー・サポート・センターやサポーター(両方)会員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償をします。

#### 【事故例】

- ・援助活動中、サポーター(両方)会員が目を離した隙に子どもが高所から転落してケガをした。
- ・サポーター(両方)会員が自宅からサービス利用者会員の自宅へ自転車で向かう途中、通行人にぶつかりケガをさせた。
- ・子どもに提供した飲食物が原因で食中毒が発生した。
- ・サポーター(両方)会員がサービス利用者会員のプライバシーを他人に漏らしたためプライバシーの侵害などにより法律上の損害賠償責任を負った。
- ・サービス利用者会員から預かった服を盗まれてしまった。

補償内容	保険金額(お支払限度額)
「施設が原因で生じる事故」や「業務中の行為が原因で生じる事故」の補償	(身体・財物共通) 1事故 2億円
「作った物が原因で生じる事故」の補償	(身体・財物共通) 1事故 2億円 (保険期間中 2億円)
サポーター(両方)会員の活動中における「業務に直接起因しない個人行為」の補償	(身体・財物共通) 1事故 2億円
人格権侵害補償	1事故 2億円
預かり品の補償 ※現金・貴重品等を含みます。	1事故 1,000万円
訴訟対応費用、初期対応費用、信頼回復広告費用の補償	1事故 1,000万円
被害者に対する治療費や葬祭費用の補償	1事故・保険期間中 1,000万円 被害者 1名50万円
他人の行為による事故によって被った被害について、損害賠償請求を行う場合の弁護士費用や法律相談費用の補償	1事故100万円(保険期間中100万円)
クレーム行為や使用人による信用毀損行為を受けた場合における対応費用の補償	信頼回復広告費用・使用人見舞費用 1回 10万円(保険期間中 20万円) 弁護士費用・法律相談費用 1事故・保険期間中 100万円
個人情報や法人情報の漏えいなどによる損害の補償	1事故・保険期間中 3億円 各種費用保険金(費用全体で) 保険期間中 1億円

## ②サービス利用者会員の子どもによる加害事故（提供会員災害見舞金補償）

サービス利用者会員の子どもが、援助を受けている際にサポーター(両方)会員およびその親族の身体や財物に損害を与えた場合、災害見舞金が支払われます。

### 【事故例】

- ・サービス利用者会員の子どもがサポーター(両方)会員の子どもにケガをさせてしまった。
- ・サービス利用者会員の子どもがサポーター(両方)会員の家財道具におもちゃでキズをつけてしまった。
- ・サービス利用者会員の子どもがサポーター(両方)会員に飛びついた際にサポーター(両方)会員のメガネを壊してしまった。

補償区分	補償項目	補償限度額(被害者1名につき)	
身体の障害補償	死亡	10万円	
	後遺障害	後遺障害の程度により10万円限度	
	入院	入院期間が30日以上	10万円
		入院期間が15日以上30日未満	5万円
		入院期間が8日以上15日未満	3万円
入院期間が8日未満		2万円	
通院	通院期間が15日以上	3万円	
	通院期間が8日以上15日未満	2万円	
	通院期間が8日未満	1万円	
財物の損壊補償	実損害額	お支払限度額(被害者1名につき)	
	10万円以上	10万円	
	5万円～10万円未満	5万円	
	3万円～5万円未満	3万円	
	2万円～3万円未満	2万円	
	1万円～2万円未満	1万円	
	3千円～1万円未満	3千円	
	3千円未満	0円	

(1回の事故における補償額限度額は1,000万円となります。)

**身体の障害** 傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

**財物の損壊** 次の財物の損壊をいいます。

- ① サポーター(両方)会員 またはその親族の所有する車両
- ② サポーター(両方)会員の住宅（事務所、店舗を含みます。）
- ③ ②の隣接附属建物ならびにその収容物
- ④ サポーター(両方)会員またはその親族の着衣（メガネを含みます。）
- ⑤ ②から④に準ずるサポーター(両方)会員の身の回り品

### ③ サポーター(両方)会員・サービス利用者会員の子ども・研修会等の行事参加者の傷害事故

サポーター(両方)会員・サービス利用者会員の子ども・研修会等の行事参加者(サービス利用者会員含む)がファミリー・サポート・センター事業の実施場所において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合、補償規程に基づき、補償します。(実施場所と自宅との通常の経路における往復途上での事故を含みます。熱中症(熱射病・日射病)・低体温症・脱水症・細菌性食中毒、地震など天災により被ったケガも補償します。)

#### 【事故例】

- ・サービス利用者会員の子どもが事業の実施場所で転倒して、手首を骨折した。
- ・サポーター(両方)会員が活動中に石段につまずいて転倒し、手首を骨折した。
- ・研修会等の行事参加者が事業の実施場所からの帰途、交通事故にあいケガをして入院した。
- ・事前打合せの際中、サービス利用者会員の子どもがケガをしてしまった。
- ・サービス利用者会員の子どもがサポーター(両方)会員と一緒に長時間炎天下で遊んでいたため熱中症になり緊急入院した。
- ・サービス利用者会員の子どもを預かっている際に地震が発生し、上から物が落ちてきてケガをした。

#### ◀サポーター(両方)会員・サービス利用者会員の子ども・研修会等の行事参加者 傷害補償▶

種類	サポーター(両方)会員傷害補償
死亡補償保険金	500万円
後遺障害補償保険金	最高500万円
療養補償保険金(入院日額)	3,000円
療養補償保険金(手術保険金)	3万・6万・12万
療養補償保険金(通院日額)	2,000円
種類	サービス利用者会員の子ども・ 研修会等の行事参加者傷害補償
死亡補償保険金	500万円
後遺障害補償保険金	最高500万円
療養補償保険金(入院日額)	3,000円
療養補償保険金(手術保険金)	3万・6万・12万
療養補償保険金(通院日額)	2,000円

#### 保険金をお支払いできない主な場合

##### 共 通 事 項

- イ. 戦争、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動等
- ロ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ハ. 核燃料物質等に起因する事故 など

##### 賠償責任事故補償

- イ. 保険契約者、被保険者の故意
- ロ. 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造した飲食物に起因する事故
- ハ. 被保険者が同居する親族に対して負担する損害賠償責任
- ニ. 自動車の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など

##### サービス利用者会員の子どもの加害事故補償

- イ. 保険契約者または提供会員の故意または重大な過失
- ロ. サポーター(両方)会員の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ハ. 医学的他覚所見のない頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰痛症
- ニ. 事故発生日から3年を経過した日以降にサポーター(両方)会員が行った金銭等の給付の請求 など

##### 傷害事故補償

- イ. 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ロ. 被保険者の無資格運転、酒酔運転
- ハ. 被保険者の脳疾患、疾病(熱中症・低体温症・脱水症・細菌性食中毒を除きます。)または心神喪失
- ニ. 医学的他覚所見のない頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰痛症 など

※疾病について、これまで急性心疾患(心筋梗塞、急性心不全等)、急性脳疾患(クモ膜下出血、脳内出血等)、急性呼吸器疾患(気胸、過換気症候群等)は傷害補償の対象でしたが、ファミサポの活動に直接起因すると判断しがたい疾病のため、補償の対象外となりました。